運送事業者に対する行政処分（令和8年9月分）

（自動車運送事業安全監理室）

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点　数	営業所 点数
一般貸切	令和8年9月28日	有限会社中央グリーン観光バス（法人番号2100002030776）　代表者　真道唯人	長野県諏訪郡富士見町富士見２５９－１	本社営業所	長野県諏訪郡富士見町富士見富原２５９－１	文書警告（処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)による）	道路運送法第27条第3項	令和8年7月7日、監査方針に基づき監査実施。1件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年国土交通省告示第1676号）による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項）	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（北陸信越運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。